

平成30年度

## 教育課程研修（中学校・保健体育科）

大阪市教育委員会事務局  
指導部 中学校教育担当

- [テーマ] 生徒に育成すべき資質・能力を確実に育むことを目指した授業改善  
～「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善及び単元計画の作成～
- [ねらい] 生徒に求められる資質・能力を確実に育む上で主体的・対話的で深い学びの  
視点で授業改善を進めていくことが重要であり、そのためには単元や題材など内  
容や時間のまとまりを見通して単元計画を考える必要があることを理解できる。
- [説明内容]
- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1 改訂の趣旨及び要点      | 4 学習評価          |
| 2 教科の目標及び内容      | 5 移行措置における学習指導等 |
| 3 指導計画の作成と内容の取扱い |                 |
- ※「主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善」を中心に

## 説明

## 1 改訂の趣旨及び要点

中学校学習指導要領解説 保健体育編  
6～10ページ

## ○ 保健体育科改訂の趣旨

- ① 平成20年改訂の学習指導要領の成果と課題
- ② 改訂の基本的な考え方
- ③ 改善の具体的事項

## ○ 保健体育科改訂の要点

## &lt;体育分野&gt;

- ① 資質・能力の三つの柱に対応した目標及び内容の構造の見直しを図る。
- ② 系統性を踏まえた指導内容の一層の充実と保健分野との一層の関連を図る。
- ③ 共生の視点を重視した運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができる指導内容の充実を図る。
- ④ 資質・能力の三つの柱ごとの指導内容の一層の明確化を図る。

## &lt;保健分野&gt;

- ⑤ 資質・能力の三つの柱に対応した目標，内容に改善する。
- ⑥ 心の健康や疾病の予防に関する健康課題の解決に関わる内容，ストレス対処や心肺蘇生法等の技能に関する内容等を充実する。
- ⑦ 健康な生活と疾病の予防の内容を学年ごとに配当し体育分野との一層の関連を図る。

## 説明

## 1 改訂の趣旨及び要点

中学校学習指導要領解説 保健体育編  
6～7ページ

## ○ 保健体育科改訂の趣旨

## ② 改訂の基本的な考え方

ア 「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を育成することを目標として示す。

## イ （学習過程）

運動や健康についての課題の解決に向け、積極的・自主的・主体的に学習することや、仲間と対話し協力して課題を解決する学習等を重視してきたが、これらを引き続き重視するとともに、三つの資質・能力を確実に身に付けるために、その関係性を重視した学習過程を工夫する。

## ウ （指導内容）

育成をめざす資質・能力の三つの柱に沿って示すとともに、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示す。

## 参考

「思考力，判断力，表現力等」について  
 「学びに向かう力，人間性等」について

中学校学習指導要領解説 総則編 36ページ  
 資質・能力の三つの柱は，学校教育法第30条第2項や新学習指導要領第1章総則第1の2（1）に示された要素と大きく共通する。

学校教育法第30条第2項  
 （中学校 第49条）

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう，基礎的な知識及び技能を習得させるとともに，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくみ，主体的に学習に取り組む態度を養うことに，特に意を用いなければならない。

中学校学習指導要領 第1章総則 第1の2（1）

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力等を育むとともに主体的に学習に取り組む態度を養い，個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。

中学校学習指導要領解説 総則編 39ページ

学校教育法第30条第2項に規定される「主体的に学習に取り組む態度」や第1章総則第1の2（1）が示す「多様な人々と協働」することなどは「学びに向かう力，人間性等」に含まれる。

中学校学習指導要領解説 保健体育編 14ページ

体育分野においては，「学びに向かう力，人間性等」の内容は，生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた体育学習に関わる態度に対応した，公正，協力，責任，参画，共生及び健康・安全の具体的な指導内容を示すこととした。

## 説明

## 1 改訂の趣旨及び要点

中学校学習指導要領解説 保健体育編  
7～9ページ

## ○ 保健体育科改訂の趣旨

## ③ 改善の具体的事項

## 体育分野について

- 各領域で身に付けさせたい具体的な内容を，資質・能力の三つの柱に沿って明確に示す。特に，「思考力・判断力・表現力等」及び「学びに向かう力，人間性等」の内容の明確化を図る。
- 体力や技能の程度，年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず，運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう配慮する。
- 体づくり運動の内容等について改善を図る。
- オリンピック・パラリンピックの意義や価値等の内容等について改善を図る。
- 日本固有の武道の考え方に触れる内容等について一層の改善を図る。

## 保健分野について

- 心の健康や疾病の予防に関する健康課題の解決に関わる内容を充実するとともに，学年ごとに配当する。
- ストレス対処や心肺蘇生法等の技能に関する内容等を充実する。

説明

1 改訂の趣旨及び要点

中学校学習指導要領解説 保健体育編

256, 262ページ

「思考力，判断力，表現力等」の内容の明確化

	第1学年	第2学年	第3学年
<体育分野> （体育理論以外）	課題を発見し 運動の取り組み方を工夫 考えたことを他者に伝える		課題を発見し 運動の取り組み方を工夫 考えたことを他者に伝える
（体育理論）	課題を発見し 思考し判断する 他者に伝える		課題を発見し 思考し判断する 他者に伝える
<保健分野>	課題を発見し 思考し判断する 表現する	課題を発見し 思考し判断する 予測や方法を考え 表現する	課題を発見し 思考し判断する 表現する

説明

1 改訂の趣旨及び要点

中学校学習指導要領解説 保健体育編  
258ページ

「学びに向かう力，人間性等」の内容の明確化 体育分野（体育理論除く）  
第1学年及び第2学年

体づくり	器械運動	陸上競技	水 泳	球 技	ダンス	武 道
積極的に取り組む	積極的に取り組む	積極的に取り組む	積極的に取り組む	積極的に取り組む	積極的に取り組む	積極的に取り組む
仲間の学習を援助する	仲間の学習を援助する	違いを認める	違いを認める	仲間の学習を援助する	仲間の学習を援助する	違いを認める
違いを認める	違いを認める	勝敗を認める	勝敗を認める	違いを認める	違いを認める	行動の仕方を守る
話合いに参加する	良い演技を認める	ルールやマナーを守る	ルールやマナーを守る	話合いに参加する	話合いに参加する	相手を尊重する
健康・安全に気を配る	健康・安全に気を配る	役割を果たす	役割を果たす	フェアプレイを守る	健康・安全に気を配る	役割を果たす
		健康・安全に気を配る	健康・安全に気を配る	健康・安全に気を配る		健康・安全に気を配る

## 説明

## 1 改訂の趣旨及び要点

中学校学習指導要領解説 保健体育編  
259ページ

「学びに向かう力，人間性等」の内容の明確化 体育分野（体育理論除く）  
第3学年

体づくり	器械運動	陸上競技	水 泳	球 技	ダンス	武 道
自主的に取り組む	自主的に取り組む	自主的に取り組む	自主的に取り組む	自主的に取り組む	自主的に取り組む	自主的に取り組む
助け合い 教えあう	助け合い 教えあう	違いを 大切にする	違いを 大切にする	助け合い 教えあう	助け合い 教えあう	違いを 大切にする
違いを大切 にする	違いを大切 にする	勝敗を 受け止める	勝敗を 受け止める	違いを 大切にする	違いを 大切にする	行動の仕方 を大切にする
話合いに貢 献する	良い演技を 讃える	ルールやマ ナーを大切に する	ルールやマ ナーを大切に する	話合いに 貢献する	話合いに 貢献する	相手を尊重 する
健康・安全 を確保する	健康・安全 を確保する	責任を 果たす	責任を 果たす	フェアプ レーを大切 にする	健康・安全 を確保する	責任を 果たす
		健康・安全 を確保する	健康・安全 を確保する	健康・安全 を確保する		健康・安全 を確保する



## 中学校保健体育科

## 何ができるようになるか

### 保健体育科の目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することをめざす。

(3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上をめざし、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

(1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

(2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む  
**「社会に開かれた教育課程」**の実現

### 何を学ぶか (保健体育科の内容)

解説p24～228

#### [体育分野]

- A 体づくり運動    E 球技
- B 器械運動        F 武道
- C 陸上競技        G ダンス
- D 水泳              H 体育理論

- (1) 知識及び技能（「体づくり運動」は知識及び運動）
- (2) 思考力、判断力、表現力等
- (3) 学びに向かう力、人間性等

#### [保健分野]

- (1) 健康な生活と疾病の予防            ア 知識及び技能
- (2) 心身の機能の発達と心の健康        イ 思考力、判断力、表現力等
- (3) 傷害の予防
- (4) 健康と環境

### どのように学ぶか (指導計画作成上の配慮事項)

解説p229～242

- (1) 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。
- (2) 体育分野の授業時数は、各学年にわたって適切に配当し、保健分野の授業時数は、3学年間を通じて適切に配当し、各学年において効果的な学習が行われるよう考慮して配当する。
- (3) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- (4) 道徳科などとの関連を考慮しながら、保健体育科の特質に応じて適切な指導をする。
- (5) 体力や技能の程度、性別や障害の有無等に関わらず、運動の多様な楽しみ方を共有することができるよう留意する。
- (6) 言語活動を重視し、自主的な学習活動の充実を図る。
- (7) 情報手段を積極的に活用して、各分野の特質に応じた学習活動を行う。
- (8) 具体的な体験を伴う学習の工夫を行うよう留意する。
- (9) 個に応じた指導の充実が図られるよう留意する。
- (10) 日常生活における体育・健康に関する指導が適切かつ継続的に実践できるよう留意する。
- (11) 体育分野と保健分野について、相互の関連が図られるよう留意する。

## 説明

- 1 改訂の趣旨及び要点
- 2 教科の目標及び内容

中学校学習指導要領解説 保健体育編  
 10～13ページ 目標の改善  
 24～29ページ 教科の目標

## ○ 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

## 柱書き

(1) 知識及び技能

(2) 思考力、判断力、表現力等

(3) 学びに向かう力、人間性等

※「柱書き」は教科の目標に記載してあり各分野の目標には記載なし

中学校学習指導要領解説 保健体育編 25ページ

## 体育の見方・考え方

運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方と関連付けること。

## 保健の見方・考え方

個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。

説明

- 1 改訂の趣旨及び要点
- 2 教科の目標及び内容

中学校学習指導要領解説 保健体育編  
 30～36ページ 体育分野の目標  
 206～207ページ 保健分野の目標

教科の目標

体育分野の目標

保健分野の目標

第1学年及び第2学年

第3学年

(1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

(1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

(1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

(1) 個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

(2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。

(2) 運動についての自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。

(2) 運動についての自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。

(2) 健康についての自他の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。

(3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

(3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たす、一人一人の違いを認めようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。

(3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画する、一人一人の違いを大切にしようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保して、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。

(3) 生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

## 説明

- 1 改訂の趣旨及び要点
- 2 教科の目標及び内容

中学校学習指導要領解説 保健体育編  
13～14ページ

## ○ 内容

## [体育分野]

知識及び技能（「体づくり運動」は知識及び運動）  
思考力，判断力，表現力等  
学びに向かう力，人間性等

## [保健分野]

知識及び技能（「健康な生活と疾病の予防」「健康と環境」は知識）  
思考力，判断力，表現力等

## 中学校学習指導要領解説 保健体育編 13～14ページ

各教科等の内容については，内容のまとめりごとに，生徒が身に付けることが期待される資質・能力の三つの柱に沿って示すこととしているが，特に「学びに向かう力，人間性等」については，目標において全体としてまとめて示し，内容のまとめりごとに指導内容を示さないことを基本としている。しかし，体育分野においては，豊かなスポーツライフを実現することを重視し，従前より「態度」を内容として示していることから，内容のまとめりごとに「学びに向かう力，人間性等」に対応した指導内容を示すこととした。

## 説明

- 1 改訂の趣旨及び要点
- 2 教科の目標及び内容

中学校学習指導要領解説 保健体育編  
14～18ページ

## [体育分野]

- ・「学びに向かう力，人間性等」について

中学校学習指導要領解説 保健体育編 14ページ

体育分野においては、「学びに向かう力，人間性等」の内容は，生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた体育学習に関わる態度に対応した，公正，協力，責任，参画，共生及び健康・安全の具体的な指導内容を示すこととした。

- ・12年間の系統性（小学校から高等学校までを見通す）

変更

各種の運動の基礎  
を培う時期



多くの領域の学習  
を経験する時期



卒業後も運動やスポーツに多様な形で  
関わるようにする時期

- ・指導内容の一層の明確化 例示を全ての指導内容で示す
- ・体力の向上との関連 「体づくり運動」「体育理論」の指導内容を明確にする
- ・野外活動 学校や地域の実態に応じて積極的に行う（従前どおり）
- ・集団行動 適切に行う（従前どおり）
- ・運動やスポーツの多様な楽しみ方の学習の充実  
特別な配慮を要する生徒への手立て，共生の視点に基づく指導の充実，男女共習の推進  
などを新たに示す。

## 説明

- 1 改訂の趣旨及び要点
- 2 教科の目標及び内容

中学校学習指導要領解説 保健体育編  
18～20ページ

## [保健分野]

- ・「学びに向かう力，人間性等」について

中学校学習指導要領解説 保健体育編 13～14ページ

「学びに向かう力，人間性等」については，目標において全体としてまとめて示し，内容のまとめりごとに指導内容を示さないことを基本としている。

- ・ 個人生活における健康に関する課題を解決することを重視する観点から配列を見直す。
- ・ 新たに，ストレスへの対処についての技能の内容を示す。
- ・ 新たに，心肺蘇生法などの応急手当の技能の内容を明確に示す。
- ・ 新たに，思考力，判断力，表現力等を育成する観点から内容を示す。

## 説明

- 1 改訂の趣旨及び要点
- 2 教科の目標及び内容

### A 体づくり運動 構成 変更「体の動きを高める運動」「実生活に生かす運動の計画」

※全ての学年で履修。

※各学年7単位時間以上配当。

※「技能」ではなく「運動」として示す。

※「ストレスへの対処」など保健分野の指導と関連を図った指導を行う。

※体ほぐしの運動は、器械運動からダンスまでの運動に関する領域においても関連を図って指導することができる。

※第1学年及び第2学年の体の動きを高める運動は、「動きを持続する運動」に重点を置いて指導することができる。（総合的に調和のとれた体力を高めることに留意）

※第3学年の実生活に生かす運動の計画は、日常的に取り組める簡単な運動の組み合わせを取り上げるなど指導方法の工夫を図る。

### B 器械運動 構成 従前どおり

※第1学年及び第2学年は、全ての生徒に履修させる。

※第1学年及び第2学年は、「マット運動」を含む二つを選択して履修できるようにする。

※第3学年は、器械運動、陸上競技、水泳及びダンスのまとまりの中から1領域以上を選択して履修できるようにする。

※第3学年は、4種目の中から自己に適した運動を選択して履修できるようにするとともに、第1学年及び第2学年の学習を一層深められるよう配慮する。

## 説明

- 1 改訂の趣旨及び要点
- 2 教科の目標及び内容

## C 陸上競技 構成 従前どおり

※第1学年及び第2学年は、全ての生徒に履修させる。

※第1学年及び第2学年は、競走種目（短距離走・リレー，長距離走，ハードル走）から一以上を，跳躍種目（走り幅跳び及び走り高跳び）から一以上を，それぞれから選択して履修できるようにする。

※**バトンの受渡しの指導内容を新たに示す。**

※第3学年は，器械運動，陸上競技，水泳及びダンスのまとまりの中から1領域以上を選択して履修できるようにする。

※第3学年は，競走種目及び跳躍種目の中から自己に適した運動を選択して履修できるようにするとともに，第1学年及び第2学年の学習を一層深められるよう配慮する。



## 説明

- 1 改訂の趣旨及び要点
- 2 教科の目標及び内容

## D 水泳 構成 従前どおり

※第1学年及び第2学年は、全ての生徒に履修させる。

※第1学年及び第2学年は、「クロール」「平泳ぎ」のいずれかを含む二を選択して履修できるようにする。

※第3学年は、器械運動、陸上競技、水泳及びダンスのまとまりの中から1領域以上を選択して履修できるようにする。

※第3学年は、生徒の体力や技能の程度に応じた学習指導が必要。

※適切な水泳場の確保が困難な場合、扱わないことができる。

※バディシステムなどの適切なグループの作り方の工夫。

※見学者は、状況によっては、安全の確保や練習に対する協力者として参加させる。

※ICTを活用した教室での学習。

（すべての教科において授業実践事例が求められている。また、大阪市の推進事業である。）

※安全面への配慮。

- ・水泳は、水中で体を安全に保つための能力を養う。
- ・「学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること」を新たに示す。
- ・安全を確保するための泳ぎを取り上げる場合、背浮きや浮き沈みを活用して、長く浮き続ける学習ができるようにすること。
- ・スタートの指導は、全ての泳法で水中からのスタートを扱うこと。
- ・水泳の事故防止に関する心得は、必ず取り上げること。
- ・「応急手当」など保健分野の指導との関連を図った指導を行う。
- ・バディシステムや見学者が安全の確保の協力者として参加する。

説明

- 1 改訂の趣旨及び要点
- 2 教科の目標及び内容

E 球技 構成 従前どおり

- ※ボール操作などに関する動きとボールを持たないときの動きについての課題に着目。
- ※第1学年及び第2学年は、三つの型を全ての生徒に履修させる。
- ※第3学年は、球技及び武道のまとまりの中から1領域以上を選択し履修できるようにする。
- ※第3学年は、自己に適した二つの型を選択して履修できるようにするとともに、第1学年及び第2学年の学習を一層深められるよう配慮する。
- ※学校や地域の実態に応じて、タグラグビーなども履修させることができる。（加えて履修特別の事情がある場合は替えて履修）

## 説明

- 1 改訂の趣旨及び要点
- 2 教科の目標及び内容

## F 武道 構成 従前どおり

- ※我が国固有の伝統と文化への理解を深める観点から、日本固有の武道の考え方に触れる。
  - ※第1学年及び第2学年は、全ての生徒に履修させる。
  - ※第3学年は、球技及び武道のまとまりの中から1領域以上を選択して履修できるようにする。
  - ※武道場などの確保が難しい場合、指導方法を工夫して行う。
  - ※学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全を十分に確保。
  - ※各学年ともその種目の習熟をはかることができるよう適切な授業時数を配当し、効果的、継続的な学習ができるようにする。
  - ※武道は段階的な指導が必要なため、特定の種目を3年間履修できるようにするのが望ましい。
  - ※「柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすること」を新たに示す。
  - ※学校や地域の実態に応じて、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道なども履修させることができる。（加えて履修。特別の事情がある場合は替えて履修）
- ＜判断の参考となる要件＞
- ①施設・設備が整備され、指導者が確保されている。
  - ②指導内容及び指導方法が体系的に整備されている。
  - ③教員が指導から評価まで行う体制が整備されている。
  - ④生徒の興味、関心が高い。
  - ⑤段階的な指導を行う体制などが整備されている。

## 説明

- 1 改訂の趣旨及び要点
- 2 教科の目標及び内容

## G ダンス 構成 従前どおり

※第1学年及び第2学年は、全ての生徒に履修させる。

※第3学年は、器械運動、陸上競技、水泳及びダンスのまとまりの中から1領域以上を選択して履修できるようにする。

※生徒の発達や学年の段階等に応じた学習指導が必要。

※学校や地域の実態に応じて、その他のダンスも履修させることができる。（加えて履修。特別の事情がある場合は替えて履修）

## H 体育理論 構成 変更「運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方」

※各領域に共通する内容やまとまりで学習することが効果的な内容に精選。

※高等学校への接続を考慮した単元構成。

※全ての学年で履修 各学年3単位時間以上配当。

※各領域の特性や成り立ち、技術の名称や行い方などの知識は、各領域の「知識及び技能」に示す。（知識の重要性を一層実感できるように配慮）

## 説明

- 1 改訂の趣旨及び要点
- 2 教科の目標及び内容

[保健分野] 構成 従前どおりであるが、**配当学年が変更**

(1) 健康な生活と疾病の予防

※**学年ごとに配当。**

※健康の保持増進と疾病の予防に加えて、疾病の回復についても取り扱う。

※「生活習慣と健康」「生活習慣病などの予防」で、がんについても取り扱う。

※薬物は、覚醒剤や大麻等を取り扱う。

※感染症については、A I D S 及び性感染症についても取り扱う。

(2) 心身の機能の発達と心の健康

※第1学年で取り扱う。

※「身体機能の発達」については、呼吸器、循環器を中心に扱う。

※「生殖に関わる機能の成熟」については、受精・妊娠を取り扱い、妊娠の経過は取り扱わない。異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱う

※「欲求やストレスへの対処と心の健康」については、**技能の内容が示され**、「体づくり運動 体ほぐしの運動」との関連を図る。

(3) 障害の防止

※**第2学年で取り扱う。**

※「応急手当の意義と実際」については、**技能の内容が示され**、包帯法、止血法など傷害時の応急手当も取り扱い、実習を行う。水泳など体育分野の内容との関連を図る。

(4) 健康と環境

※**第3学年で取り扱う。**

※地域の実態に即して公害と健康との関係を取り扱うことに配慮する。生態系は取り扱わない。

## 説明

## 3 指導計画の作成と内容の取扱い

中学校学習指導要領解説 保健体育編  
20～23ページ

## ○ 指導計画の作成における配慮事項

**主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善**

年間授業時数

障害のある生徒への指導

道徳科などとの関連

## ○ 内容の取扱いにおける配慮事項

体力や技能の程度，性別や障害の有無等を超えて運動やスポーツを楽しむための指導の充実

言語活動の充実

情報活用能力の育成

体験活動の充実

個に応じた指導の充実

学校における体育・健康に関する指導との関連

体育分野と保健分野の関連を図った指導の充実

## ○ カリキュラム・マネジメントの充実

## 説明

## 「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について

## 中学校学習指導要領 第1章 総則 第3

## 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

「知識及び技能が習得されるようにすること」「思考力、判断力、表現力等を育成すること」「学びに向かう力、人間性等を涵養すること」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

## 説明

## 「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について

## 中学校学習指導要領解説 総則編 78ページ

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、以下の3つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、**見通しをもって粘り強く取り組み**、自己の**学習活動を振り返って**次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② **子供同士の協働**、**教職員や地域の人との対話**、**先哲の考え方を手掛かりに考えること等**を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けて**より深く理解**したり、情報を精査して**考えを形成**したり、**問題を見いだして解決策を考え**たり、**思いや考えを基に創造**したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。



## 説明

## 「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について

## 中学校学習指導要領解説 保健体育編 3～4ページ

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進（6つの留意事項）

- ア これまでと全く異なる指導方法を導入するものではない。
- イ 「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点で授業改善を進める。
- ウ **学習活動の質を向上させることを主眼とする。**
- エ **単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、どこに設定し、どのように組み立てるか**を考え、実現を図る。
- オ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になる。
- カ **基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図ることを重視する。**

## 中学校学習指導要領解説 保健体育編 229～230ページ

「主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元や時間のまとまりの中で・・・どこに設定するか、・・・どのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。

## 説明

## 「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について

中学校学習指導要領解説 保健体育編 230ページ

「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

保健体育科においては、例えば次の視点等を踏まえて授業改善を行うことにより、育成をめざす資質・能力を育んだり、体育や保健の見方・考え方を更に豊かなものにしたりすることにつなげることが大切である。

- ① 運動の楽しさや健康の意義等を発見し、運動や健康についての興味や関心を高め、課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み、学習を振り返るとともに、それを考察し、課題を修正したり新たな課題を設定したりするなどの主体的な学びを促すこと。
- ② 運動や健康についての課題の解決に向けて、生徒が他者（書物等を含む）との対話を通して、自己の思考を広げ深め、課題の解決をめざして学習に取り組むなどの対話的な学びを促すこと。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程を通して、自他の運動や健康についての課題を発見し、解決に向けて思考錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決するなどの深い学びを促すこと。

説明

「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について

中学校学習指導要領解説 保健体育編 230, 231ページ

三つの学びの過程は、順序性や階層性を示すものではない

学びに必要な指導の在り方を工夫し、**必要な学習環境を積極的に整備**する。

各運動領域の特性や魅力に応じた体を動かす**楽しさや特性に触れる喜びを味わうことができるよう指導方法を工夫**する。

**健康の大切さを実感**することができるよう指導方法を工夫する。

**指導内容と評価の場面を適切に組み立て**ていく。

## 説明

## 「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について

中学校学習指導要領解説 総則編 3～4ページ  
（保健体育編にも同じく記載されている）

## 「見方・考え方」とは

「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という教科等ならではの物事を捉える視点や考え方。

各教科等を学ぶ**本質的な意義の中核**をなすもの。

教科等の学習と社会をつなぐもの。

中学校学習指導要領解説 保健体育編 25ページ

## 体育の見方・考え方

運動やスポーツを、その**価値や特性**に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた「**する・みる・支える・知る**」の**多様な関わり方**と関連付けること。

## 保健の見方・考え方

個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。

## 説明

## 「授業時数」について

中学校学習指導要領第2章第7節 保健体育 第3 1 (2)

ア 保健分野の授業時数は、3学年間で48単位時間程度配当すること。

イ 保健分野の授業時数は、3学年間を通じて適切に配当し、各学年において効果的な学習が行われるよう考慮して配当すること。

中学校学習指導要領解説 保健体育編 232ページ

各分野に当てる授業時数は、例えば、体ほぐしの運動と心の健康、水泳と応急手当などの指導に当たっては、体育分野と保健分野との密接な関連をもたせて指導するように配慮する必要がある。そのため3学年間で各分野に当てる授業時数は、若干の幅をもたせて「程度」とした。

中学校学習指導要領解説 保健体育編 242ページ

体育理論「運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方」と保健分野「健康な生活と疾病の予防」については、関連のある指導を工夫する。

「体づくり運動」から「ダンス」の学びに向かう力、人間性等の「健康・安全」と保健分野「健康な生活と疾病の予防」については、関連のある指導を工夫する。

中学校学習指導要領解説 保健体育編 232ページ

今回の改訂によって、・・・内容を指導する学年がそれぞれ指定されていることから、各学年おおよそ均等な時間を配当できるようになっている。

## 説明

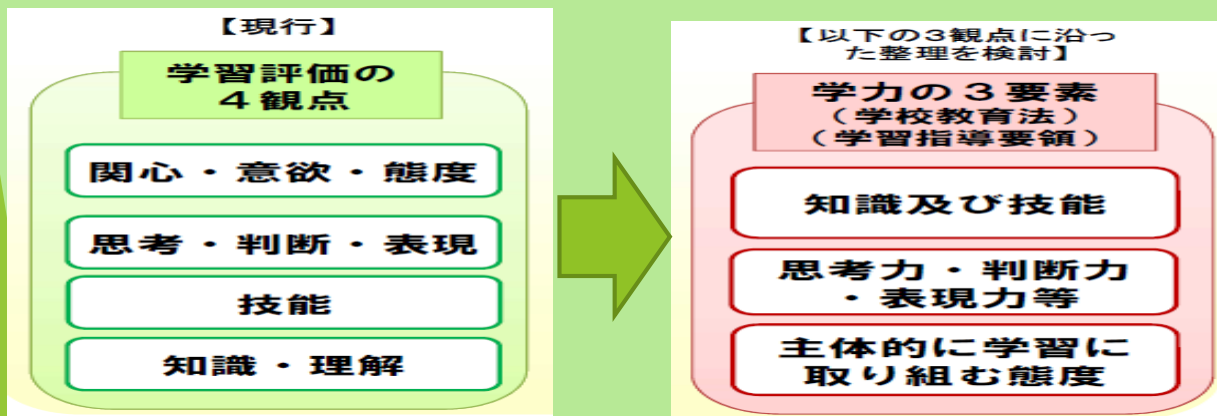
## 4 学習評価

中学校学習指導要領第1章 総則 第3 2 (1)  
 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

中学校学習指導要領解説 総則編 92ページ  
 目標に準拠した評価を推進するため、観点別評価について、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理する。

（平成28年12月の中央教育審議会答申における提言）

中学校学習指導要領解説 総則編 92ページ  
 資質・能力の三つの柱の一つである「学びに向かう力、人間性等」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることにも留意する必要がある。



## 説明

## 4 学習評価

保健分野「学びに向かう力，人間性等」の目標及び内容について

中学校学習指導要領解説 保健体育編 207ページ  
自他の健康に関心を持ち，現在だけでなく生涯を通じて健康の保持増進や回復を目指す実践力の基礎を育てることによって，生徒が現在及び将来の生活を健康で活力に満ちた明るく豊かなものにすることをめざしたもの。

中学校学習指導要領解説 保健体育編 208ページ  
自他の健康に関心を持ち，現在だけでなく生涯を通じて健康の保持増進や回復に主体的に取り組む態度を身に付けることが必要である。

移行期間中における学習評価の取扱い

中学校特例告示（平成29年7月7日公示）

（平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件）

移行期間中における学習評価の在り方については，移行期間に追加して指導する部分を含め，現行中学校学習指導要領の評価規準等に基づき，学習評価を行うこと。

## 説明

## 5 移行措置による学習指導等

○小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）（平成29年7月7日付け29文科初第536号）

## 【学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要】

## 1. 移行期間における基本方針

- 新学習指導要領への移行のための期間（小学校：平成30、31年度，中学校：平成30～32年度）において，円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。
- 指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは，積極的に新学習指導要領による取り組みができるようにする。特に，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」をバランスよく育成することをめざす新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

## 2. 移行措置の内容

## ○体育理論

平成31年度及び平成32年度の第1学年で「運動やスポーツの楽しみ方」を追加し，「運動やスポーツの学び方」を省略する。（第2学年で指導）

## ○保健分野

平成31年度及び平成32年度の第1学年保健分野に「主体と環境」及び「調和のとれた生活」を追加する。

平成32年度の第2学年保健分野に「生活習慣病」及び「薬物乱用など」を追加する。